

公開

令和元年度
東京都信用保証補助審査会

令和2年2月12日（水曜日）

東京都産業労働局

令和元年度東京都信用保証補助審査会

1 日時及び場所

令和2年2月12日（水曜日） 13時27分～14時58分

東京都庁第二本庁舎31階特別会議室21

2 出欠

出席	高橋功会長	加藤雅之委員
	佐藤智香委員	田の上いくこ委員
	とくとめ道信委員	服部津貴子委員
	保坂政彦委員	増田一郎委員
	松川紀代美委員	三宅しげき委員

欠席 なし

3 会議次第

1 開会

2 挨拶 東京都産業労働局長 村松明典

3 審査 「東京信用保証協会の保証債務履行損失補助に係る令和元年度補助金の使途について」

4 答申

5 閉会

13時27分開会

○江村金融課長 定刻より若干早めではございますけれども、委員の皆様、おそろいでございますので、信用保証補助審査会を開催したいと思います。

本日はお忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから令和元年度東京都信用保証補助審査会を開会いたします。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

お手元には、議事次第、席次表、東京都知事からの諮問文の写し、総括資料をお配りしてございます。

なお、説明資料につきましては卓上のタブレット端末またはお配りした資料を御覧ください。タブレット端末につきましては、説明に合わせて事務局で操作をいたします。その上で資料を表示いたします。

適宜、御自身でタブレット端末の画面をスライドしていただくことも可能でございますが、事務局が操作いたしますと、皆様のタブレットも連動して動きますので、御了承願います。

続きまして、委員の皆様のお紹介をさせていただきます。

お手元の総括資料の1ページが委員名簿となっておりますので、御覧ください。タブレットにも表示されてございます。

まず、本審査会の会長につきましては、既に前年の審査会で選任されてございます高橋功会長でございます。

○高橋会長 どうぞよろしくお願いいたします。

○江村金融課長 続いて委員の方々を五十音順に御紹介させていただきます。

加藤雅之委員でございます。

○加藤委員 よろしくお願いたします。

○江村金融課長 佐藤智香委員でございます。

○佐藤委員 よろしくお願いたします。

○江村金融課長 田の上いくこ委員でございます。

○田の上委員 よろしくお願いたします。

○江村金融課長 とくとめ道信委員でございます。

○とくとめ委員 よろしくお願いたします。

○江村金融課長 服部津貴子委員でございます。

○服部委員 よろしくお願いたします。

- 江村金融課長 保坂政彦委員でございます。
- 保坂委員 よろしくお願ひします。
- 江村金融課長 増田一郎委員でございます。
- 増田委員 よろしくお願ひいたします。
- 江村金融課長 松川紀代美委員でございます。
- 松川委員 よろしくお願ひいたします。
- 江村金融課長 三宅しげき委員でございます。
- 三宅委員 よろしくお願ひします。
- 江村金融課長 続きまして、産業労働局長の村松でございます。
- 村松産業労働局長 よろしくお願ひします。
- 江村金融課長 次に、本審査会の事務局を務めます金融部長の加藤でございます。
- 加藤金融部長 よろしくお願ひいたします。
- 江村金融課長 融資制度・債権管理担当課長の西田でございます。
- 西田融資制度・債権管理担当課長 よろしくお願ひいたします。
- 江村金融課長 申し遅れましたが、私、本日の進行を担当させていただきます金融課長の江村でございます。よろしくお願ひいたします。

次に、本審査会の定足数でございますが、総括資料の2ページでございます東京都信用保証補助審査会条例第7条第1項の規定により、定足数は委員の半数以上となっております。本日は委員10名、皆様全員の御出席をいただいておりますので、本審査会が成立しておりますことを御報告させていただきます。

続きまして、本審査会の公開の範囲について御説明申し上げます。

本審査会における債務者別説明及びこれに関わる質疑応答部分につきましては、事業主等に係る個人情報や個別企業の事業に関する情報を含むため、総括資料の3ページでございます東京都信用保証補助審査会運営要綱第3の規定に基づき、非公開とし、それ以外につきましては公開といたします。

議事録及び資料につきましても同様の取扱いといたします。

なお、議事録の正確性を期するため、速記を入れてございますので、御了承願ひします。

また、御発言の際は、お手元のマイクをお使ひいただきますよう、お願ひ申し上げます。

それでは、これから先の進行につきましては、高橋会長にお願ひしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高橋会長 こんにちは。東京都中小企業団体中央会の高橋でございます。

前回の審査会で会長に御指名をいただいておりますので、今任期中は引き続き会長を務めさせていただきます。

私ども東京中央会は、中小企業の振興発展を図るために、中小企業の組織化を推進いたしまして、企業間、組織間の連携を強化することにより、中小企業の支援をしている団体でございます。中小企業の経営実態の一端が見えますこの審査会は、我々にとりましても、重要な意味合いがあると認識をしております。

委員の皆様方の御理解、御協力を賜りまして、誠心誠意、審査会の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

皆様方には、補助金の使途につきまして、公正妥当を期するため、中小企業金融の円滑化に制度融資が果たしている役割を踏まえつつ、慎重な御審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、会長代理と議事録署名人の指名をさせていただきたいと思ひます。東京都信用保証補助審査会条例第5条の規定によりまして、あらかじめ会長代理を指名することとなっております。この件につきましては、東京における中核的な中小企業支援機関でございます東京都中小企業振興公社の理事長であり、中小企業支援に造詣が深い保坂委員を御指名申し上げたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

また、東京都信用保証補助審査会運営要綱第4の規定に従いまして、議事録には会長及び会長の指名する委員が署名することとなっております。これにつきましても保坂委員にお願ひをいたしたいと思ひますので、併せてどうぞよろしくお願ひいたします。

次に、お手元に配付をしてございます東京都知事からの諮問文の写しを御覧いただきたいと思ひます。

本日の審査会は、東京都信用保証補助審査会条例第2条の規定に基づきまして、東京信用保証協会に対し、都が交付する補助金の使途につきまして御審査をいただくものでございます。

それでは、審査に入ります前に、村松産業労働局長から御挨拶をいただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○村松産業労働局長 改めまして、産業労働局長の村松でございます。

本日は大変お忙しい中、本審査会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には日頃から都の産業労働行政に対しまして、格別の御理解、御支援を賜っておりますことに、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

本年度の東京都信用保証補助審査会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

現下の中小企業を取り巻く状況でございますが、経営者の高齢化や人手不足といった問題が深刻化しているほか、生産性の向上や働き方改革などへの対応を求められております。

また、海外に目を転じますと、通商問題をめぐる動向や中国経済の先行きなど留意すべき事情も多々ございます。

東京の産業が持続的に発展していくためには、個々の中小企業がこうした環境変化に柔軟に対応するとともに、イノベーションの創出により製品やサービスを高付加価値化することが重要と考えております。

都といたしましては、経営課題の解決や経営基盤の安定化、新たな事業展開などに取り組む中小企業に対しまして、東京信用保証協会と連携した制度融資により円滑な資金調達を支援するとともに、地域金融機関と連携した東京プラスサポート融資や様々な事業用資産を担保に借入れができる動産・債権担保融資、ファンドの活用など、多様な金融支援を展開しております。

とりわけ金融支援の中核を担います制度融資では、今年度からテレワークや時差Bizなどの働き方改革に取り組む中小企業向けのメニューを新設いたしまして、信用保証料の最大3分の2を都が補助する支援も行っているところでございます。

また、事業承継融資につきましては、M&Aによる事業承継に取り組む企業向けの一括返済が可能な特例制度を新設しまして、設備投資融資につきましては、融資期間の上限を15年に延長するなど充実を図っているところでございます。

本日の審査会でございますが、東京信用保証協会が行いました金融機関への代位弁済に対しまして、令和元年度に都が交付を予定している補助金につきまして御審査をいただくものでございます。

具体的な内容につきましては、後ほど御説明させていただきますが、本補助制度は、東京信用保証協会の積極的な保証を促し、中小企業金融のさらなる円滑化を図るための支援として大変重要な役割を果たしているものでございます。

審査会におきましては、様々な見地から忌憚のない御意見を賜りたく存じます。

また、委員の皆様には今後とも都の中小企業金融施策に御指導、御鞭撻をいただきますようお願い申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○高橋会長 村松局長、ありがとうございました。

なお、局長は次の公務を控えておりまして、ここで退席されます。ありがとうございました。

○村松産業労働局長 よろしく願いいたします。失礼させていただきます。

(村松産業労働局長 退席)

○高橋会長 それでは、これから審査に入りたいと思います。

本日の総括的な事項につきまして、まず加藤金融部長から御説明がございます。よろしくお願いいたします。

○加藤金融部長 金融部長の加藤でございます。

委員の皆様には、日頃より都の金融施策に対しまして、格別の御指導、御協力を賜っておりますことを、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

私からは、制度の概要や本日の審査につきまして、総括的に御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、着席で御説明させていただきます。

まず初めに、総括資料の4ページを御覧願います。東京都中小企業制度融資の概要について御説明いたします。

中小企業制度融資は、都内中小企業の働き方改革や生産性向上といった積極的な事業展開を後押しするとともに、売上げ減少等に対応するためのセーフティネットとしても極めて重要な役割を担っております。

図を御覧ください。制度融資は、都と東京信用保証協会、そして金融機関の3者が協調して資金を供給する制度でございます。それぞれの役割でございますが、保証協会は、中小企業が金融機関から融資を受ける際に、その債務を保証いたします。金融機関は、都の定めました条件で、運転資金・設備資金の融資を行います。万が一、借入れをした中小企業が債務不履行となってしまった場合、保証協会は中小企業に代わって、金融機関に債務を弁済いたします。

都は金融機関に対する貸付原資の預託、中小企業が保証協会に対して支払う信用保証料の補助及び保証協会に対する保証債務履行補助により、中小企業の負担軽減や円滑な資金調達を図っております。

その中でも、保証債務履行補助は、保証協会との損失補助契約に基づきまして、代位弁済した金額の一部につき補助金を交付することにより、保証協会の積極的な保証を促すための支援でございます。

本日の当審査会におきましては、令和元年度に保証協会に対し都が交付を予定しておりますこの保証債務履行補助金の公正性・妥当性について御審査をお願いするものです。

続きまして、5ページをお開きください。「保証債務履行補助事業のスキーム」につきまして御説明いたします。

本スキームは、補助金交付の時期の違いによりまして、償却時に補助を行う方式と、代位弁済時に補助を行う2つの方式がございます。

今年度は、償却時に補助を行うものが全体の99.8%を占めておりますので、左側の図により御説明いたします。

まず、中小企業が返済不能となるなどの事故発生後、保証協会が金融機関に代位弁済し、保証協会は、中小企業に対する求償権を取得いたします。また、その一部は、中小企業信用保険法に基づきまして、日本政策金融公庫から保険金として受け取ります。

保証協会は、中小企業に対して督促、回収を続けますが、債務者が破産や民事再生など法的手続を実施した場合や、死亡、失踪等により回収不能の場合、または保証債務の履行後5年が経過した場合などに求償権を償却いたします。都は、損失補助契約に基づきまして、公庫からの保険金で補填されなかった部分の一部について、保証協会に補助金を交付いたします。

一方、右側の図のように、代位弁済時に補助金を交付する方法もありますが、都におきましては、公金支出の抑制を図るため、原則として、保証協会に回収努力を求めまして、求償権の償却時に補助をする方法を採用しております。

なお、下段の欄外、※印にございますとおり、保証協会は、都からの補助金受領後に回収金が生じた場合には、都と日本政策金融公庫に対して、その負担割合に応じた額を返納することとなっております。

次に、6ページを御覧ください。「東京信用保証協会事業概況表」でございます。

保証申込、保証承諾、保証債務残高、代位弁済及び回収につきまして10年間の推移を示してございます。

まず、「保証承諾」の欄を御覧ください。平成22年度は、リーマン・ショックの影響が残っていたことにより、2兆2,000億円を超えておりましたが、その後は減少を続け、ここ数年は1兆1,000億円程度で推移しております。

保証協会においては、個々の保証審査につきまして、返済能力の審査にとどまらず、経営者の取組姿勢ですとか経営能力などの人物把握にも努め、その事業者の総合的信用力に重点を置いて保証承諾を行っております。

次に、「代位弁済」でございますが、平成21年度の「中小企業金融円滑化法」の施行や、景気の緩やかな回復などから、減少傾向が続いております。

次に、「回収」でございますが、保証協会は金融機関への代位弁済後、中小企業からの回収を行っております。代位弁済自体が減少していることなどから、こちらも減少傾向にございま

す。

次に、7ページを御覧ください。「令和元年度保証債務履行補助 補助金交付申請状況表」でございます。

本日の審査に係る補助金交付申請の件数、金額をまとめたものでございます。「代位弁済」から「回収金額」を控除したものが、「求償権残高」になります。この「求償権残高」から、その隣にあります日本政策金融公庫から補填される「保険金等」、これを引いたものが「令和元年度補助金交付申請」となります。右側、一番下の欄にありますように、合計は4,456件、44億9,932万7,000円でございます。この補助金について、御審査をお願いいたします。

次に、8ページを御覧ください。「東京都信用保証補助審査会に係る事前調査実施要領」でございます。

本審査会に先立ちまして、補助対象案件について、私ども金融部職員及び専門家による事前調査を実施しておりますが、その調査方法の根拠でございます。事前調査につきましては、これまでの本審査会における様々な御意見や法律及び会計の専門家の御意見等を参考としまして、調査の対象や実施方法等を定めたこの要領に基づき実施しているところでございます。

次の10ページを御覧ください。「令和元年度補助対象案件の調査状況」により、具体的な事前調査の詳細につきまして御説明いたします。

全案件2,430債務者、4,456件、44億9,932万7,000円が調査対象でございます。

まず、①にあります「東京都職員による調査」で、全案件につきまして、補助金交付の対象として適合するか否か、昨年6月から今年1月にかけて、調査してございます。

具体的には、補助対象となる制度融資であるか、保証協会が信用保証協会法に基づき作成しております業務方法書に従い、債務の保証をしているか否か、日本政策金融公庫の保険金の補填があるか否か、補助金の金額算定に誤りがないかなど、そういった項目でございます。

また、案件に応じまして、保証状況、代位弁済状況及び求償権の管理状況に不審な点はないかなどにつきましても確認いたしております。

次に、②「専門家による調査」でございます。調査の客観性を期するため、弁護士会及び公認会計士協会から御推薦をいただいた中小企業金融に精通しました弁護士及び公認会計士により、昨年8月下旬から今年1月にかけて、4人体制で調査を実施してございます。

まず、調査対象ですが、保証直後に代位弁済されていることとすとか、補助金額が高額であることなど、先ほど御説明いたしました事前調査実施要領に基づきまして、この基準に該当するもの及び無作為に抽出した案件を合わせました70債務者、287件を選定いたしました。

次に、その調査方法ですが、専門家は、まず提出されました資料に基づく書面調査を行いまして、その中で疑問点等について、保証協会に対し文書照会を行い、回答を得ております。

この書面調査の結果を踏まえまして、さらに詳細に聞き取る必要があるとされました案件につきましては、保証協会の各部門の実務責任者に対する対面調査を実施しております。

次に、③「審査会」でございますが、本日御説明させていただく個別の債務者の案件につきましては、専門家による調査が行われたもののうち、補助金の使途の公正性・妥当性を審査いただく観点から、特に委員の皆様説明すべき案件として、専門家が選定しました25債務者、132件でございます。

以上、簡単ではございますが、総括的な説明を終了させていただきます。委員の皆様方には、令和元年度補助金の使途につきまして御審査の上、御答申をいただきたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○高橋会長 加藤部長、ありがとうございました。

ただいま事務局から総括的な御説明をいただきましたけれども、こうした内容に沿いまして、これから本審査会として対象とする案件の審査を進めてまいりたいと思います。

なお、審査に当たりましては、東京都信用保証補助審査会運営要綱第2の規定によりますと、「会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を依頼し、意見を述べ、又は説明を行うよう求めることができる。」とされております。これから事務局が説明申し上げる内容につきましては、保証協会の実務に関わる内容が含まれておりますので、東京信用保証協会の職員を出席させまして、必要に応じて説明を求めたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

また、先ほど事務局から説明がございましたとおり、債務者別説明及びこれに関わる質疑応答につきましては、事業主等に係る個人情報や個別企業の事業に関する情報を含んでおりますために、非公開といたします。債務者別説明及びこれに関わる質疑応答終了後に、改めてこの会議を公開といたしますので、併せてよろしくお願いしたいと思います。

(債務者別の説明のため非公開)

○高橋会長 ここまで審査を進めてまいりました。これより答申につきましてお諮りしたいと思います。

令和2年1月29日付、東京都知事から諮問のございました東京信用保証協会の保証債務履行

に対し都が交付する補助金の使途につきましては、審査会として妥当と認めるという答申にいたしたいと思いますが、御異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長 どうもありがとうございます。

御異議ないようでございますので、そのように答申をすることを決定いたします。

答申文につきましては、会長である私に一任をさせていただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、事務局を通じまして、速やかに東京都知事に答申を提出いたします。

委員の皆様方におかれましては、長時間御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審査会を閉会といたします。

14時58分閉会